

## 明朝宦官伝—『名山蔵』と『罪惟録』—

酒井恵子

### はじめに

前近代中国において宦官の存在は無視できず、時に政治を大きく左右することもあった。去勢した男性で宮中に仕える宦官は、身体の一部を切除され、子孫を残すことができないために、好意的な記録を見いだすことは容易ではない。しかし、少ないながらも『明史』では二巻が宦官伝にあてられている。

『明史』宦官伝については、『明史』宦官伝を読む（『三重大史学』20、2020）にてその概要を提示し、分析を行なった。そして『明史』宦官伝は宦官個人の伝記があつめられたという性質のみならず、宦官の歴史、主として明朝滅亡への物語という特徴があることを指摘した（27頁）。また、「富貴」目的で自ら去勢、あるいは親族によって去勢されて宦官になる「自宮」が明代に急増したことから、特権獲得手段である旌表・科挙と関連付けて考察した。しかし、伝数が少なく、かつ自宮に関する記述はほとんどなく、自宮急増の原因、いかにして宦官が「富貴」への道だという情報を知りえたのかは、可能性を提示できなかった。

清末の宦官の伝記『最後の宦官小徳張』（張仲忱著、岩井茂樹訳注、朝日選書、1991）には、張蘭徳（1876～1957）が自宮するきっかけとなった曾祖母の言葉「貧乏人が金持ちになるには、御用をつとめて、老公〔輕蔑の意をこめた宦官の俗称で「老宮」とも書かれる〕になるしかないね」が記されており（12頁）、清末の河北省静海県の南にある呂官屯では宦官は「富貴」への道だと知られていたことになる。

明代の状況については、国家項目『新中国出土墓誌』整理に長期間従事し、そこで得た宦官の墓誌から宦官の籍貫・民族について研究した任昉「明代宦官籍貫与民族考論—明代宦官墓誌研究之一」（『首都博物館叢刊』15、2001）がある。そのなかで自宮にも触れており、北京およびその近郊において自宮によって宦官になろうとする風が止まなかったとする（114頁）。また、鄭威「試析明代宦官籍貫的分布与变化」（『中国歴史地理論叢』2004・4）では宦官の供給地について、明末には北京およびその近郊が主になり、自宮者が多かったと指摘する（81頁）。『明史』宦官伝立伝者の出身地について前稿で確認した数は、十一名は現在の河北省・北京で、山東二名、山西・陝西・浙江が各一名であり（22頁）、たしかに北京とその周辺が多い。しかし『実録』から自宮者で出身地を特

定できる事例をみると、河北・北京以外に、河南・山東・山西・甘肅、南方では南京のある江蘇以外に湖北が確認できる（22 頁）。これらのことから、北京およびその周辺地域以外の出身者の存在も無視できない。さらに、自宮の禁令が下されたのは永楽十九年（1421）と早く（『太宗実録』永楽十九年七月丁卯「嚴自宮之禁」）、上記の指摘と必ずしも完全には一致しない。また、王府の宦官需要増加や宦官供給方法等との関係で自宮に言及されることもあり示唆に富むが<sup>1)</sup>、自宮が問題視される時期は早く、丁寧に確認する必要がある。

宦官に関する記述は少なく、自宮についてはさらに減少する。限りある史料から分析する以上は、必要な情報のみを抜き出すのではなく、記述している人々の宦官評価も含め、慎重に扱うことによって得られるものは多いと考える。そしてそうすることによって、当時の人々がどのように情報を入手していたのかを探る糸口がみつかる可能性もある。

以上のことから、本稿では『明史』に続き、同じく紀伝体による明代の歴史書ではあるが、個人によって著わされた何喬遠『名山藏』宦者記・宦者雜記および查繼佐『罪惟録』宦寺列伝を『明史』宦官伝と比較しつつ検討する。そして二書に載せられる自宮の記述と特権獲得手段である科举・旌表との関係を考察し、社会的地位上昇手段としての自宮考察の手がかりを提示したい。

## 1、何喬遠『名山藏』と查繼佐『罪惟録』

### （1）『名山藏』と『罪惟録』

何喬遠（1558～1631）およびその著作『名山藏』について、本稿で用いる張徳信・商傳・王熹点校『名山藏』（福建人民出版社、2010）の「点校前言」に拠りつつ紹介する。

何喬遠は福建省泉州府晉江県の人で、万曆四年（1578）に兄とともに郷試合格、万曆十四年（1586）進士及第、刑部雲南司主事に任ぜられた。その後、礼部の員外郎、郎中となる。剛直な性格で、朝廷で自らの意見を上奏し、広西布政司経歴に左遷され、郷里に戻り家居すること二十年の長きにわたった。泰昌帝即位（1620）に伴い中央に復帰し、天啓年間（1621～1627）に病を理由に休養を請い、戸部左侍郎をもって致仕した。その後崇禎二年（1629）に南京戸部右侍郎として復帰するも弾劾されて帰郷し、四年（1631）に亡くなった。『名山藏』の記述する時代は洪武から隆慶（1368～1572）まで、時に万曆にも及んでいる。多くの書籍を参照し、時に「臣喬遠曰」「郎曰」と自らの主

張を示す。そして忌諱なく事を曖昧にせず、記されている史実には依拠するところ、たとえば『実録』があり、後世の歴史編纂者に影響を与えていると評価される。現存するもっとも早い版本は崇禎十三年（1640）序刊本であり、この点校本もこれ（北京大学図書館所蔵）を底本としている。なお、この刊本では宦者記の次は列女記、臣林雜記とつづき、その次に宦者雜記となるが、点校本では宦者記の次に宦者雜記をおいている。

卷九二、宦者記は最初に各皇帝と宦官の関係について述べ、正統帝の王振（？～1449）、成化帝の汪直、正徳帝の劉瑾（？～1510）を挙げ、嘉靖帝は宦官に対して厳格に接したことを評価する。そして宦者記では賢なる者を載せ、上記三名は雜記に載せると述べている。そのため、宦者記には世宗嘉靖帝に仕えた宦官までの十五名の伝があるが、よい評価をされた者ばかりで、学があり悪事をなそうとする者を止めようとしたなど、明代の悪名高い宦官とは真逆である。一方、卷九三、宦者雜記は悪事をなした王振、汪直、劉瑾とその仲間の官僚が立伝されている。特に自宮して宦官となった劉瑾の記述は膨大である。魏忠賢（？～1627）は天啓帝の寵愛を得ており、その当時何喬遠は中央の官僚であったことから、当然、魏忠賢のことは知っていたはずであるが、『名山蔵』記述範囲は万暦までであり記されていない。劉瑾については点校本で 24 頁を割いている。なお宦者記は 12 頁、中華書局本『明史』劉瑾伝が 1 頁の字数は『名山蔵』と同じ（37 字×15 行）で 9 頁であることから、標点や改行を考慮しても記述量は多く、悪宦官への評価が伝わってくる。

次に査繼佐（1601～76）およびその著作『罪惟録』について、沈起撰、張濤・査穀同纂注『査繼佐年譜（査東山先生年譜）』（汪茂和点校、中華書局、1992）および本稿で用いる浙江古籍出版社より 1986 年に出版された標点本の方福仁による「前言」に拠りつつ紹介する。

年譜によると、査繼佐は浙江省杭州府海寧県の人で、崇禎八年（1635）郷試に合格するもその後の会試は下第しつづけ、王朝交替を迎えた。そして順治十二年（1655）五五歳の時に『罪惟録』を書き始め、康熙十四年（1675）に完成した<sup>2)</sup>。前言では『明史』には及ばない者の、『明史』では記されていない内容、遺聞軼事が少なからず叙述されていることを評価している。

卷二九、宦寺列伝は最初に総論があり、その後上下巻に分かれるが、『名山蔵』のように分けた理由は書かれておらず、上巻に批判的な評価をされている宦官も含まれているが、下巻は明らかに悪事をなした宦官が立伝されている。そして『名山蔵』よりも立伝数は多く、上巻には附伝を含め四八名、下巻には同じく附伝を含め二九名および劉瑾の八党が確認できる。上巻は弘治（1368～1505）までの宦官を立伝した後、崇禎末

(1644)の宦官を立伝し、下巻は洪熙以降の悪事をなした宦官が立伝される。そして功罪が類似する者がまとめられており、そのまとまりごとに「論曰」として評価が記される。その他、鄭和の附伝である孟驥伝には「内臣之專政外国、自和始」、永楽年間(1403~1424)の宦官馬靖伝には「内臣出鎮自靖始」といった、宦官が行なうようになった外政の始まりを記すのが特徴である。このことから、宦官が外廷に関わるようになったことを明示する意図が読みとれる。

## (2)『明史』との異同

『明史』宦官伝を基準として二書の宦官伝との異同について確認していきたい。三書の異同について一覧表を作成して提示する方法が一見してわかり、便利ではある。しかし、機械的に時系列で宦官を並べてしまうと、正伝・附伝等のまとめ方や立伝の順番等、著者の意図を反映することは困難になってしまう。これらの理由から現段階ではどのような一覧表が作成可能なか模索中であるため、本稿では一覧表がないことを断っておく。

まず、『名山蔵』について、宦者雑記の三名、王振・汪直・劉瑾は『明史』・『罪惟録』ともに立伝されており、出身地も記されていることから、宦者記のみを対象とする。『明史』に立伝されていない者は五名、うち『罪惟録』にも立伝されていない者は二名いる。立伝者数が少ないにもかかわらず、『明史』に立伝されていない者がおり、さらに立伝者数が多い『罪惟録』にも立伝されていない者もいることから、三書の立伝者選択基準に違いがあることがうかがえる。

出身地がわかる者は八名で、『明史』に立伝されず『罪惟録』には立伝されている、正統から嘉靖までの長きにわたり仕え九一歳で亡くなった蕭敬は福建延平府南平県人。『名山蔵』のみに立伝されている、嘉靖年間に鎮守山西として巡撫・巡安とともに政治をしたことで評判の高かった周晋は今の河北省にあたる真定府晋州人である。

『罪惟録』宦寺列伝上下で『明史』に立伝されていない者は上巻三八名、下巻二十名。そのうち『名山蔵』には立伝されている者は上巻三名、下巻一名と、『罪惟録』にしか立伝されていない者が多い。しかし、『明史』に立伝され『罪惟録』に立伝されていない者も三二名いる。なぜなら『罪惟録』は隆慶以降(1567)の宦官については魏忠賢と李自成の乱で殉難した宦官しか記しておらず、『明史』には李芳・馮保以降、『罪惟録』にも立伝される魏忠賢と崇禎帝に殉死した王承恩以外にも十九名立伝されている。このように、明朝滅亡後に完成した書であっても、この二書の立伝選択基準は異なることがわかる。

次に出身地について、ここでも下巻は『名山蔵』宦者雑記の三名と魏忠賢しか出身地はわからないため、上巻のみを確認する。出身地がわかる者は十五名で、『明史』では出身地が記されていないが二書では出身地が記されている阮浪は交趾人、覃吉は広西人とある。『罪惟録』のみ出身地が記されている者八名のうち、『明史』では立伝されていないものの出身地が記されていない阮安は交趾人。『罪惟録』のみに立伝され出身地が記されている者は七名、胡惟庸の悪事を見抜いて皇帝に訴えるも信用されず殺された雲奇は南粵人、すなわち広東省、永楽帝のクーデタで功績を挙げた孟驥は西番人、李謙は滇人、すなわち雲南省、雲祥は胡人とある。また永楽年間の宦官で「預京宮監視自安始」と記される王安は女直人。天順帝が景泰帝の後宮を検閲しようとしたのを命をはって止め、法を守るため成化帝の万貴妃のわがままを阻止したところ、成化帝に処罰され南京に送られた覃褒は広西人。懷恩とともに評価されている陳準は「順徳人」と記されるが、『罪惟録』で出身地を記す際に府・県ともにあるため、河北省の順徳府、広東省広州府順徳県のどちらなのかは確定できない。『罪惟録』は立伝者数は多いものの、宦官の出身地は記されない者が多いことがわかる。

このように、三書について、『明史』を基準とした場合、『名山蔵』・『罪惟録』は立伝数が違うというだけでなく、立伝基準にも違いがあり、立伝数の少ない『名山蔵』は『明史』立伝者すべての伝があるわけではなく、また『罪惟録』は立伝者数が多いが、『明史』にあつて『罪惟録』にない伝もある。

## 2、『名山蔵』・『罪惟録』・『明史』の宦官伝比較

『名山蔵』・『罪惟録』・『明史』は立伝数のみならず、収録の仕方に相違がある。また、『明史』宦官伝は時代順に立伝されているが、『名山蔵』・『罪惟録』は政治を乱し、贅の限りを尽くし、民を苦しめた宦官は別に立伝された。政権をほしいままにした宦官の栄華を誇る生き様は人々に自宮を決心させる動機になった可能性はある。しかし自宮が問題視されたのは永楽年間（1403～1424）と早く、悪宦官として有名で最初に登場する王振は宣徳・正統年間（1426～1449）の宦官であり、王振登場以前に自宮は問題視されている。さらに悪名高い宦官は記録が多く、真偽は別としても様々な情報があり三書の異同も相当あることが予測される。しかしまずは宦官全般への評価を理解するために、多数を占める後世に名を遺した宦官がいかに記されているかを検討する。また、自宮に関する記述を客観的に分析するうえで、知識人が明らかに否定的な評価を下す者よりも肯定的な評価をしている宦官の描かれ方を理解したうえで分析しなければ、偏つ

た見方をしてしまう恐れがある。そこで『名山蔵』宦者雑記・『罪惟録』宦寺列伝下に立伝された宦官以外で三書に共通して立伝された八名のうち、有名な鄭和を除いた七名について、比較検討していく。

#### (1) 金英・興安・范弘・阮浪

『明史』では金英が正伝で、興安・范弘および阮浪は附伝である。『名山蔵』は阮浪・金英・范弘・興安の順で載せられ、『罪惟録』では金英が正伝、范弘・阮浪は附伝、興安は少しあとに正伝として載せられる。このようにこの四名のまとめ方、順番には異同があるが、内容も異なっているので、詳細にみていく。

まず『明史』では四名はひとまとまりとされ、土木の変（正統十四年、1449）からその後の天順帝復位（1457）までを描く。『名山蔵』はこの四名の関係は描かれず、個々人が立伝され、さらに分量も少ない。『罪惟録』は金英と興安は当時有名であったことから、伝を分けている。

次に書かれている内容について確認する。その際、『明史』の伝を提示した後、他書との関係を示す。

まず金英について、『明史』は宣徳年間の司礼太監で、気に入られており、范弘とともに死を免ぜられる詔を賜るほどであった。次の正統年間には興安と並び有名であった。正統十四年（1449）夏に刑部・都察院の獄囚を治めるよう命じられ、大理寺に壇が作られその上に黄色の蓋を張って中坐し、尚書以下左右に列坐して政務が行われた。「自是六年一審録、制皆如此」と記される。その年の秋、土木の変がおこり、南遷を訴える者がいたが、それを叱責し、太后は今後について于謙（1398～1457）に任せた。景泰元年（1450）十一月、賊罪を犯したが、死刑は免れ禁錮となった。次に『名山蔵』だが、宣徳帝に大いに用いられ、正統中、南京に奉使して戻る際、餞別を持ってこなかった薛瑄（1389～1464）を称えた。土木の変後の南遷を止めた話が続く。景泰帝は「易儲」を望んでおり、わざと金英に皇太子の誕生日は「七月二日」と語ったところ、金英は「十一月二日」と答えた話で伝は終わる。なお役職名は記されていない。『罪惟録』では宣徳中に司礼に入り、興安とともに有名であった。「免死詔」にいたった後にもまた范弘とひそかに南海子で家畜を飼育したかどで錦衣獄に下されたが許された。正統十四年の南遷問題のあと、「易儲」皇太子誕生日の話、南京の薛瑄の話が続く。そして三法司との会審について「内臣与五年審録、自英始」と記される。その後、金英は王振に代わって司礼太監となっていたが、言官が金英の不正をいくつか論じ、事実確認がなされ、禁固となり、家奴二人は斬首となったと記される。

これら三書を比較すると次のことが指摘できる、『名山蔵』は金英の悪事を記していない。賢なる者を載せるという編纂方針に則っている。次に『明史』・『罪惟録』にある審録について、年数が異なっている。正徳『大明会典』卷一六八、大理寺に「(成化)十七年(1481)、命司礼監太監一員、会同三法司・堂上官於本寺、審録罪囚。以後每五年一次、著為令」とあり、『明史』の「六年」は誤りとなる。なお、黄雲眉『明史考証』第八冊(中華書局、1986)では沈徳符(1578~1642)『万曆野獲編』卷十八を引いて五年が正しいとする。また金英を正統十四年に熱審に派遣したことは正しいが、正統六年にすでに興安が派遣されていることを指摘している(2337・2338頁)<sup>3)</sup>。「易儲」については『明史』に記述はないが、『明史考証』には参考になる記事が載せられている。それは『明史』金英伝「終景帝世廢不用、独任(興)安」となった原因として、『名山蔵』・『罪惟録』に記されている皇太子誕生日の話を挙げていることであり、それが陸容(1436~1494)『菽園雜記』卷一、すなわち上記二書より前に書かれた記事を挙げているからである(2339頁)<sup>4)</sup>。なお「易儲」については、『明史』興安伝に、英宗が復位した際、景泰帝に仕えた宦官は太子をかえることを企んだとして磔にされ、興安もこれに関わっていたと御史が訴えたが、職を奪うに留められたと記され、『罪惟録』もこの件について記している。

興安については三書ともに于謙との関係について述べているが、『明史』では于謙の賢を知り守ったとあり、『罪惟録』の論では于謙には頼りになる興安がおり、張居正には馮保がいたという(「論曰、……少保謙之頼有興安、尚夫後太師居正之頼有馮保也」)。「名山蔵」は病でふせっている于謙を見舞った時のことと于謙を大いに評価していた話のみを記し、ここでも興安の最後については触れていない。役職については、『明史』は「(金英)与興安並貴幸」とのみあり、『名山蔵』には「景帝時中官也」とのみ記載され、『罪惟録』は「景泰中太監」とある。

范弘は三書ともに記述は少ないが、土木の変で亡くなったことは記されている。そして『名山蔵』には「正統中、被蒙眷遇。凡經筵講義、若制誥之令、主脩実録及五倫書、皆以命弘」、『罪惟録』には「正統中、凡經筵講義及制誥実録等事、皆以命弘」とほぼ同じ文章が記される。そして『名山蔵』にはかつて金英とともに罰せられたことは書かれない。『明史』のみ、「永楽中、英国公張輔以交(阯)童之美秀者還、選為奄、弘及王瑾・阮安・阮浪等与焉」と宦官になった経緯を示す。なお役職については『明史』のみ司礼太監になったとある。

阮浪は三書ともに景泰年間に英宗復位を謀ったとして死んだことが記されているが、内容は少し異なる。『明史』は次のように記す。御用監少監阮浪は軟禁されていた英宗

より賜った刀を門下の王瑤に贈ったところ、武官と宦官が復位を目論んでいると報告したため二人とも磔にされた。英宗が復位したのち、太監を贈られ、武官と宦官は磔にされた。『罪惟録』は人となりを「博通羣書、以礼自持」と記され、王瑤は出てこず、獄死したが、英宗より「賜太監、賜祕器、殮葬如礼」とある。『名山蔵』では王瑤と英宗復位を謀っていると誣告されたことのみ記され、最後には阮浪は死に、王瑤は殺されたと記す。なお『罪惟録』と類似しているところがあり、「博通郡書、以礼自持」、「特賜御用太監、賜祕器、殮葬浪如礼」とある。阮浪については三書ともに死にいたるまでの話は異なるところがあるものの「少監」から死後「太監」を賜ったことが書かれる。そして悪事に関する記載はないため、『名山蔵』のみ大きく記述が異なるようなことはない。

## (2) 懷恩・覃吉

次に懷恩についてみていきたい。懷恩はもと官僚の息子であったが、戴綸が皇帝に殺されたことによって宮刑に処せられ宦官となった人物である。官僚の息子が宦官になったからなのか三書には出身によって異同がある。まず出身地が『明史』は山東省萊州府「高密人」とあり、『罪惟録』も「山東人」とあるが、『名山蔵』は江蘇省「蘇州人」とある。焦竑（1541～1620）編『国朝献徴録』卷一一七、寺人に収録される「太監懷恩伝」には「直隸蘇州府人」とある。また、懷恩が宮刑にあった理由である宣徳帝に殺された「戴綸」との関係も三書ともに書き方が異なる。まず『明史』では懷恩は「兵部侍郎戴綸族弟」で「父太僕卿希文」とあり、『罪惟録』は「太僕卿希文子」で「侍郎戴綸」から「連族、逮希文、腐其幼子為小黄門、賜名懷恩」とある。一方『名山蔵』は出身地も異なっていたが、戴綸は父であり、父が給事中となり、宣徳帝が皇太孫であった時に仕えて狩猟を諫めたことが原因で獄死したとある。ちかみに『明史』卷一六二、戴綸伝によれば、戴綸は高密県の人で永楽中に礼科給事中に抜擢されて皇太孫の教師をした。学問の妨げとなる狩猟を諫められ、根に持っていた。宣徳帝即位後、兵部侍郎となった戴綸はまた宣徳帝の狩猟を諫めたため、処刑され籍没にあい、太僕寺卿の希文まで及んだとある。ここには幼い息子の話は出てこず、懷恩の父が誰なのかわからない。『国朝献徴録』では懷恩の姓は馬と書かれている<sup>5)</sup>。『名山蔵』校勘記には、『明史』・『罪惟録』および『孝宗実録』弘治元年（1488）閏正月甲午条を引き<sup>6)</sup>、出身地についての断定はせず、懷恩の父は希文、戴綸は族兄だとする。いずれにせよ、宦官になって出世するまでについては不明な点が多いことが端的にあらわれた事例のひとつといえよう。

次に『明史』を基準として具体的な内容を確認する。成化年間の司礼監で、員外郎の



林俊（1452～1527）が宦官の梁芳と僧侶の繼暁を処罰すべきだと論じたところ、成化帝は怒り、林俊を誅せんとしたため、懷恩はそれを止めようとした。帝の怒りを買うも許され、林俊も釈放された。次に星変への対応を誤った宦官を叱責したところ、その宦官は恥恨み死んだ。また宝石を献上して錦衣衛鎮撫の職を求めた者の要望を認めなかった。そして当時の尚書王恕（1416～1508）の直諫なるを称えた。成化末、万貴妃の言葉に惑わされ成化帝が太子をかえようとしたのを止めたところ、鳳陽に退けられたが、弘治帝即位により司礼監で復活し、万安（正統十三年、1448 進士）でなく王恕を用いるよう進言した。死後「顯忠」祠額を賜った。『名山蔵』は懷恩を成化中の司礼監、弘治に司礼監に復活したと記す。基本的な事柄は『明史』と同じであるが、話が具体的で『名山蔵』の他の伝と比較して分量が多い。まず梁芳の贅沢な生活が成化帝にたしなめられた事や、万貴妃が太子の変更を皇帝に訴えた背景には梁芳がいたことが詳細に記されている。ただし、弘治帝即位後、万安にかわって王恕を推薦したとの『明史』の記事は、『名山蔵』では万安が何喬新（1427～1502）を南京刑部尚書として遠ざけようとしたところを懷恩が逆に万安を追い出した話になっている。『罪惟録』も詳細に記されているが役職は記さず、他の二書と異なり、梁芳・繼暁および万貴妃の関係、贅沢な生活、妖術に耽っていたことが記されている。そして伝奉官について「嘗取内旨与官、不由吏部、名曰伝奉官」と説明し、成化二一年（1485）の星変において伝奉官を廃止することになったが、それを阻止しようとした宦官に法を正すべきだと罵る話が載せられる。他の二書も星変と伝奉官の話はあるが、伝奉官が何であるのかを説明したうえでこの話があると理解しやすい。宦官はその立場を利用して違法な行為をするようになっていったのであろうが、それを正すことを受け入れる宦官がいたことが評価されていると考えられる。このあと林俊が宦官の梁芳と僧侶の繼暁処罰を求めた上奏、宝石を献上してきた者の話、次に他書にはない時の兵部尚書余子俊（1429～1489）が何もしないことを風刺した話があり、そのあとに南京兵部尚書王恕の忠義が称賛されている。他書は宝石を献上し武官を求めた話のあとに突然王恕の物事に対する率直な議論を「天下忠義」と記し、何をもって忠義と称賛しているのかわからないが、『罪惟録』の流れは内容を理解しやすい。なおこの時の王恕の官職は『名山蔵』のみ都御史としている。このあとは他書とおおよそ同じである。『罪惟録』は諸父戴綸の直諫は、懷恩の行動にも伝わっていると「論曰」に記す。『名山蔵』も懷恩には悪事が他の二書ともに記されていないことから、あえて悪事を書かないという態度はとる必要がなかったのであろう。

次は『明史』では懷恩の附伝となっている覃吉である。老宦官として太子（のちの弘治帝）に仕え、四書章句等を教えた。太子から自らの莊田を賜うと言われたが断り、太

子が仏典を読んでいたところを発見し叱り、『孝経』を読ませた。この結果、弘治の治世はすばらしかったと評価する。『名山蔵』も書かれている事柄は同じであるが、文章は異なり、評価もない。『罪惟録』は基本的には『名山蔵』と同じで、最後に覃吉が礼儀に厳しい人物であった話が追加されている。そして、弘治帝が仁賢なのは彼のおかげであるとして「論曰、……皆褒・吉広右、定属一族」と記す。覃褒の伝は『罪惟録』にしかなく、覃吉の前にある。覃褒は万貴妃の違法な要求を退けるよう訴えた結果、成化帝の怒りを買って処罰され南京に送られてしまったが、その事を高く評価している。なお、『名山蔵』・『罪惟録』は「広西人」とあるが、『明史』のみ出身地を記さない。

### (3) 何鼎

最後は何鼎である。浙江省杭州府「余杭人」と三書ともに記されている。『明史』では弘治初めに長随となり、伝奉官を廃止するよう上疏し、宦官仲間から嫌われた。寿寧侯張鶴齡兄弟が宮中に入ってきて、皇帝に不敬な行為をしたため、次に来た時に大きな瓜で殴ろうとし、不敬と人臣の礼がないことを訴えたところ、皇后は激怒、弘治帝を怒り、錦衣獄に下された。多くの官僚が救済を求めたが、皇后激怒のため受け入れず、皇后が太監李広に杖殺させた。弘治帝は祭りを賜り、文を碑に刻ませた。『名山蔵』の伝は長く、伝奉官廃止を請う上奏文が載せられている。これは錦衣衛の陞官について、軍功だけでなく行事もあわせて昇進させることをやめるよう訴えたものである。また何鼎が張皇后を激怒させたために獄に繋がれたが、これを救済しようとした官僚と皇帝のやりとりも記されている。なお弘治二年（1489）に長随になったと記す。『罪惟録』では幼い頃より賢かったとして、官僚とした言葉あそびを記す。弘治中に内監長随になった。そして錦衣官の伝奉官廃止だけでなく、蟒及び文武極品を賜った者はそれを回収すべきと訴えた。そして皇后を激怒させた話であるが、ここでは詳細に記されており、まず不敬をはたらいた兄弟は張皇后の兄弟であったことが明示される。『明史』は卷一一四、后妃伝二、孝宗孝康張皇后伝に皇后張氏の弟鶴齡を寿寧侯に、延齡を建昌伯に封じたことと記されている。また『名山蔵』であれば時代が近く特記する必要はなかったであろう。時代が下って書かれた『罪惟録』はさまざまな点で説明がされており、後世の者には読みやすくなっている。また、宦官になってすぐに不正を正すよう訴えたことが高く評価されている。

『明史』は正史として長い時間をかけて国家事業として多くの人々によって編纂された。一方、『名山蔵』・『罪惟録』は個人で史料を収集して書き上げた歴史書である。こ

れらを比較検討すると、異同は多く、最終的に採用された書籍・内容は異なっていたといえよう。また『名山蔵』宦者記は否定的な評価を記さず、宦官の一生というよりも興味深いエピソードを載せていることがある。墓誌等は称賛目的で書かれるため、よいことばかりが大げさに記されるが、多くの書籍を参照しつつ完成させられた宦官伝は著者の考えが反映されていることがわかる。

### 3、自宮と科挙・旌表

#### (1) 自宮

『名山蔵』・『罪惟録』からは少しではあるが自宮に関する記事を確認できる。まず『名山蔵』宦者記の最後に次のようにある。

郎曰く、祖宗朝、宦侍皆な俘俘の罪囚に出ず。景泰中に至り、乃ち自宮して進むを求むる者有り、暫く之を罪に置くも、竟に收用を得。是より畿甸の民、以て山東・西、齊魯、関陝の間に至り、其の徭役を避くるを希図して以て富貴を幸む者、家に数子有れば、輒ち一もて之を鬪し、名づけて浄身男子と曰う。上書して用いらるるを求むるは、至るに千を以て数う。其の附托する所無く、流れて棄人乞子と為る者、亦た相い屬す。正徳中、于経志を得、経の父来たり見うに、簾を下して之を答して曰く、爾忍びて鬪兒たらん、と。後乃ち堂に上り父子と称し、抱持して泣くなり。

7)

この記述は『憲宗実録』成化元年（1465）七月丁巳条の記述をもとにしていると考えられるが<sup>8)</sup>、そこに于経の事例を追加している。于経については『名山蔵』には立伝されておらず、『罪惟録』下巻の、揚州にて知府がやめるよう懇願したにもかかわらず、民間の多くの婦女を略奪したことが記される呉経の附伝として立伝されている。勝手に税金をとり贅沢三昧をした宦官と記されるが、そこには自宮に関する記述はない。また、『名山蔵』の記述には「畿甸の民、以て山東・西、齊魯、関陝の間に至」と実録の記事にはみえないことが追加されており、北京近郊からさらに自宮するものは山東・山西さらには陝西にまで拡大していたことがわかる。

次に『罪惟録』についてみていきたい。上巻、劉甯伝に自宮に関する一件を記す。

時に金吾指揮傳広なる者有り、陳べて腐するを願ひ、内庭を效す。上曰く、已に例禁有り、此の人身は指揮為りて、尚お欲して何をか求めん。刑部に付して罪に擬せしめよ、と。是に於いて即ち禁に如かず、而して私宮する者寡し。<sup>9)</sup>

この記述は『宣宗実録』宣徳三年（1428）六月乙巳条と似ているが、自らの身体を傷

つける勇敢さがあれば立派な軍人として出世できるだろう、との評価は削除されている<sup>10)</sup>。傳広は金吾指揮とすでに武官であるにもかかわらず、宦官になることを望んだ。武官よりも宦官の方がよいと判断した背景には、宦官が栄華を誇る姿を目にしていたからであろう。さらなる栄華を求めて自宮を望むにあたり、情報源が推測できる好例である。同じく下巻、王振伝には次のようにある。

始め儒士にて教官為るも、九年功無きに因りて、当に謫戍せられんとす。詔して子有る者は淨身して入内するを許す、と。振遂に自宮して以て進み、官人書を授かれば、宮人王先生と呼ぶ。<sup>11)</sup>

「子有る者は淨身して入内するを許す」との詔が下されたとあるが、管見の限りそのような詔は確認できない。そして『罪惟録』には宣統帝が官僚を宮刑にしたことを非難しており、上巻の程宗伝には、翰林編修であった程宗が宮刑に処せられ皇后付きになった際、皇后は程宗に子があるかを確認し、「頼有是、不然、後世謂陛下何」と言ったと記されている<sup>12)</sup>。このことから息子の有無が重要視されるというのが当時の通念であったことがうかがえる。なお『明史考証』王振伝(2339頁)には、黃溥『閒中古今録』の「永樂末、詔許学官考滿(蒲)乏功績者、審有子嗣、願自淨身入官中訓女官輩、時有十余人、後独王振官太監。……世莫知其由教職、故識之以示後」を載せているが<sup>13)</sup>、その後『四庫全書総目提要』趙世顕『趙氏連城』の一部を引用しており、この記述は信用できないとされていることを示している。

先行研究にて指摘されている自宮に関する記事としては次のものがあるので<sup>14)</sup>、それをもとに「子有る者は淨身して入内するを許す」について確認していきたい。

陸容『菽園雜記』卷二に次のような記述がある。

京畿の民家、内官の富貴を羨慕し、私かに自ら幼男を奄割し、以て收用を求む。亦た無籍の子弟の、已に婚して自ら奄する者有り。礼部毎に奏請を為すに、大率御批の出づるや、皆な死を免るも、口外の衛所に編配され、淨軍と名づく。<sup>15)</sup>

北京近郊の民は宦官の富貴なるを知っていて憧れ、自分の幼子を去勢する者、無頼で既に結婚している者で自宮する者がいる。そのことに対して礼部はその都度上奏し、死刑は免れたものの長城以北の衛所に配置されたとある。ここでは自分の息子を去勢する者、既婚者、すなわち息子が存在する可能性のある者、どちらも処罰対象である。ただし、『罪惟録』下巻の魏忠賢伝には、家の存続問題のない事例にあたる魏忠賢が宦官になるまでのいきさつが書かれている。

魏忠賢、初名は進忠、直隸肅甯の人なり。姓は李、妻は馮、女生まれ楊六哥に嫁ぐ。に酒にもほ濡れ流博にして、馬を逐すを好み、能く左右より射し、射するに奇中す。字

を識らず、猜狠にして自用すれば、人の傻子を以て之を旨すもの多し。已に貧しきこと甚だしければ、其の妻を人に与えて自宮し、万曆中選ばれて司礼太監孫暹の名下に入り、内官監馬を得て扶掖を謙ね、甲字庫を效用し、漸く裕かなり。<sup>16)</sup>

魏忠賢には息子はいなかったようだが娘を無事嫁がせたことで親の勤めは果たしたことになるのであろうか、妻のその後の生活も確保したうえで自宮し、出世していくことになる。王振は自宮に関する記事そのもの『明史』・『名山蔵』にはなく、魏忠賢については自宮前の話等、『明史』に記されていない。査継佐がどこから入手した情報なのかわからず、検証しようがないが、王振や宮刑を受けた程宗も含め、宦官は息子の有無や家族と関連づけて記される。

## (2) 科挙と旌表

本稿で用いた『名山蔵』には附録として、節録ではあるが『閩書』巻一五四、我私志が載せられ、何喬遠一族の洪武以降について記されている。そこには当時の特権獲得に関する興味深い記述が多く含まれていることから、関連するところを紹介したい。

まず五世祖の何安は洪武丙子（二九年、1396）の郷試に合格し広東肇慶府開建県学教諭になり、のち浙江衢州府江山県学訓導となった。その後しばらく時間がたち、高祖伯父の何祐は正統中（1436～1449）に歳貢され国子監生となり、福建建陽衛経歴となり、広東儋州同知となった。そして何喬遠の父何炯は嘉靖中（1522～1566）に江西吉安府安福県学訓導となった。そして父の僕夫楊復が「刳股療母」したことから羊酒を与えた。また族父の何琚は嘉靖丁未（二六年、1547）の進士で刑部主事となった。同母兄である何喬遷は万曆丙子（四年、1576）に郷試第四位、建陽学教諭となり、のち大理寺評事にいたった。また二世祖母蕭仙奴は二八歳で夫に死なれ、子を育て、その子が開建県学教諭になった。族父琚は員外郎になったようで、その継妻呉経伝は、夫が死んだ時、舅姑はおらず子も無かったため、後継ぎを決めたあと、夫に殉死した。同郷の王慎中（1509～1559）は「純節善道呉氏烈婦」と呉氏を称賛し、嘉靖三三年（1554）に旌表された。さらに生員であった兄述の継室王氏は二七歳で夫に死なれ子は無く、舅姑に仕え、兄弟の子を慈しみ八十余歳で亡くなったため、地方官はしきりに旌表しようとした。最後に生員であった息子の嫁王承静は夫に殉死し、万曆四一年（1613）に旌表された。

ここからわかることは三点ある。まず第一に、特権獲得手段としてもっとも利用される科挙についてである。必ずしも継続的に合格者を出しているわけではないが、没落することなく一族は続き、何喬遠のような有名人を出すことになった。第二に、旌表である。二世祖母蕭仙奴は節婦としての旌表申請条件を満たしているが<sup>17)</sup>、旌表されていな

い。一方、夫に殉死した呉経伝は烈婦として称えられて旌表された。兄の継室王氏は節婦としての旌表申請条件を満たしており、地方官は旌表しようとした。そして息子の嫁王承静は夫に殉死し旌表された。ここからは、官僚を出す一族は貞節な女性がおり、ここでは夫に殉死した烈婦が旌表されている。長く続く一族は官僚をだし女性は旌表される者がいた。そして旌表された背景には、同郷の著名な官僚が関係していた。また旌表されたか否かはわからないものの、在地の有力な一族の節婦は地方官が旌表しようと努めた。そもそも八十歳以上まで生きるには裕福でなければ容易ではなく、貞節であるべきとおもいは教育のなせることであろう。そしてその行ないが地方官の耳に届くためにはよほどその官僚が意を注がなければ、有力な一族の者となるのは必然である。殉死した者が二名もいることは当時の状況を探るうえで貴重な史料を得たと考える。第三は「割股療母」した僕夫に対して「羊酒」を与えている点である。夫への殉死は自ら命を絶つ行為であり、割股は身を傷つける不孝な行為として旌表対象から除外されている<sup>18)</sup>。このような不孝な行為と自宮は何が異なるのであろうか。節や孝という徳目による説明が可能であれば、その行為は認められるという知識人の価値観がうかがえる。そして『名山蔵』宦者記における賢なる者をまとめて立伝し、悪事をなしていてもそのことに触れない叙述は、宦官と知識人の関係を反映していると考えられる。また、『名山蔵』で自宮について述べた箇所例として挙げられていたのが、宦官の立場を利用して私服を肥やした于経であり、王振・劉瑾（『名山蔵』宦者雜記）・魏忠賢も自宮者であることから、自宮が悪事をなす宦官と結びつけられて評価されていることも読み取れる。

おわりに

宦官伝の性格を理解すべく『名山蔵』・『罪惟録』を検討した。二書は『明史』とは異なる記述が多く、参照している書籍が異なること、自宮に関する記述は『実録』の記事が主でそれに追加されていることが明らかになった。そして必ずしも宦官すべてを悪と見做しているわけではないことも指摘できたと考える。それは高志忠『明代宦官文学与宫廷文芸』（商務印書館、2012）第五章では宦官と文人の交流について考察していること、『明史』宦官伝が年代順に立伝されるのに対して、本稿でとりあげた二書が政治を乱し民を苦しめた宦官を別にしている点からもわかる。

個人による宦官伝は著者の意図が明確に示される。今後は『国朝献徴録』や新出の墓誌等を検討し、宦官伝の特徴への理解を深めたい。うえて、胡丹輯考『明代宦官史料長編』（鳳凰出版社、2014）といった大部な史料集をもとに、本稿では検討しえなかった、自

宮を研究するうえで参考になる先行研究における指摘、王府の問題、宦官供給方法、そして民が目にする可能性の高い鎮守宦官<sup>19)</sup>を、これまでの検討で得られた知見をもとに考察していきたい。

## 註

- 1) 王府の宦官需要増加については、Shih-shan Henry Tsai *The Eunuchs in the Ming Dynasty*, State University of New York Press, 1996, pp.17-21. (中国語訳、蔡石山『明代宦官』(黄中拳訳、浙江大学出版社、2009)第二章「本族宦官」20～26頁)参照。また、温功義『明代宦官与三案』(重慶出版社、2004)前言では、宦官供給方法に触れ、宦官は故郷に戻って新たな宦官を探していたことを挙げている。故郷に錦を飾り、自分の勢力を強化するために、頭角をあらわしてきた宦官がこの役目を希望したとする(6頁)。しかし史料が示されておらず、確認することができない。
- 2) 『罪惟録』東山自叙に「此書之作、始于甲申(順治元年、1644)、成于壬子(康熙十一年、1672)、中二十九年」とあるが、標点本前言では、開始年は明史案との関係から意図的に正確な年を書いていない可能性があるため、完成年のみを信用して康熙十一年完成とする。本稿は弟子の書いた年譜による。
- 3) 沈德符『万曆野獲編』卷十八、刑部、熱審之始「按会典載永樂以来、熱審但用三法司官、至正統末年、始以大樞一人会審。又至成化間、定五年一大恤、命司礼掌印、内臣主之。出則張蓋列騎、正坐於棘寺堂、秋卿以下俱列侍、遂循行不改、以至於今。又拋王弇州所紀、以為始於英宗朝、遣司礼太監金英是矣。但英之遣熱審、在正統十四年、此見之實録者、与会典所記正合、其説似無可疑。惟王毅愍伝云、正統六年、命大璫興安、同王文審重囚。則不始於十四年、并不始於金英矣。先朝典制俱付之伝疑、非史官之責歟」。
- 4) 陸容『菽園雜記』卷一「景皇帝既即位、意欲易儲。一日、語英曰、七月初二日、東宮生日也。英叩頭云、東宮生日是十一月初二日。上為之默然。蓋上所言者謂懷獻、英所言者謂今上也」。この話は『名山藏』・『罪惟録』金英伝にはほぼ同じ文章で記されている。『明史考証』には趙善政『賓退録』(『涇川叢書』本)卷二にも同じことが記されているとあるが、本文は「景皇有易儲心。語太監金英曰、七月初二日、東宮生日也。英叩頭曰、東宮生日是十一月初二日。帝默然。事雖不即行、後卒易之、非于謙・王文之罪也」と、この一件についての見解を述べている。
- 5) 王世貞『弇山堂別集』卷十九、皇明奇事述四、大臣復姓に「懷恩本姓馬、劉瑾本姓談、中貴之至賢惡者也」とある。
- 6) 『孝宗実録』弘治元年閏正月甲午「恩、直隸蘇州府人。本姓馬、宣徳間入禁中、賜姓懷」。
- 7) 『名山藏』卷九二「郎曰、祖宗朝、宦侍皆出俘孥罪囚。至景泰中、乃有自宮求進者、暨置之罪、竟得收用。自是畿甸之民、以至山東西、齊魯、閩陝之間、其希凶避徭役以幸富貴者、家有數子、輒一闈之、名曰淨身男子。上書求用、至以千數。其無所附托、流為棄人乞子者、亦相屬矣。正徳中、于經得志、經父來見、下簾答之曰、爾忍闈兒。後乃上堂称父子、抱持而泣也」。

- 8) 『憲宗実録』成化元年七月丁巳「直隸魏県民李堂等十一名、自宮以求進。命執送錦衣衛獄、罪之發南海子種菜。祖宗以来、凡閹割火者、必俘虜之孥、或罪極當死者、出其死而生之。盖重絶人之世不忍、以無罪之民、受骨肉刑也。景泰以来、乃有自宮以求進者、朝廷雖暫罪之、而終收以為用。故近畿之民、畏避繇役、希覬富貴者、倣效成風、往往自戕其身及其子孫、日赴礼部投進。至是以後、日積月累、千百成羣、其為国之蠹害甚矣」。
- 9) 『罪惟録』卷二九上、劉甯伝「時有金吾指揮傅広者、陳願腐、效内庭。上曰、已有例禁、此人身為指揮、尚欲何求。付刑部擬罪。於是即不如禁、而私宮者寡」。
- 10) 『宣宗実録』宣德三年六月乙巳「金吾左衛指揮同知傅広、自宮願効用内庭。行在礼部以聞。上曰、已有例禁、止此人身為指揮、尚欲何求。而勇於自殘求進、若勇不畏死、能立功名、何患無高爵厚祿。其付刑部治罪。『罪惟録』で削除されている箇所について、参照した書物がすでに削除していたのか、査継佐が削除したのかは不明だが、孝と忠の関係を考えるうえで示唆に富む。
- 11) 『罪惟録』卷二九下、王振伝「始因儒士為教官、九年無功、当謫戍。詔有子者許淨身入内、振遂自宮以進、授宮人書、宮人呼王先生」。
- 12) 程宗の伝に「論曰、不意宣廟之日致負此刑」と記す。
- 13) 本稿では『紀錄彙編』本『間中今古録摘抄』を用いており、文字に異同のある箇所については、『間中今古録摘抄』の文字を（ ）内に記す。
- 14) 前掲、任昉「明代宦官籍貫与民族考論—明代宦官墓誌研究之一」113・114頁。
- 15) 陸容『菽園雜記』卷二「京畿民家、羨慕内宮富貴、私自奄割幼男、以求收用。亦有無籍子弟、已婚而自奄者。礼部每為奏請、大率御批之出、皆免死、編配口外衛所、名淨軍」。
- 16) 『罪惟録』卷二九下、魏忠賢伝「魏忠賢、初名進忠、直隸肅甯人也。姓李、妻馮、生女嫁楊六哥矣。涵洒流博、好逐馬、能左右射、射奇中。不識字、猜狠自用、人多以傻子目之。已貧甚、与其妻人自宮、万曆中選入司礼太監孫暹名下、得内官監馬謙扶掖、效用甲字庫、漸裕」。
- 17) 『大明令』戸令「凡民間寡婦、三十以前、夫亡守志者、五十以後、不改節者、旌表門閭、除免本家差役」。
- 18) 『太祖実録』洪武二七年(1394)九月乙巳「礼部議曰、……臥冰・割股、前古無聞、雖出後世、亦是間見。至若割肝、殘害尤甚。且如父母止有一子、割肝・割股或至喪生、臥冰或致凍死、使父母無依、宗祀永絶、反為不孝之大者。原其所自、皆愚昧之徒、務為詭異、以驚世駭俗、希求旌表、規避徭役。……自今、人子遇父母有疾、医治弗愈、無所控訴、不得已而割股・臥冰、亦聽其所為、不在旌表之例。詔從之」。明初の割股については拙稿『『明史』宦官伝を読む』25・26頁参照。
- 19) 貞本安彦「明代における鎮守宦官の設置と兼官」(『立正史学』111、2012)によれば、鎮守宦官は永楽年間に設置されている(118頁および128・129頁〔表1〕鎮守宦官表参照)。

(さかい けいこ 三重大学人文学部)